

生徒のための交通ルール

はじめに

2016年の全国の交通事故の状況を見ると、499,201件の事故が発生し、3,904人が死亡、618,853人が負傷している。前年に比べると、死者数は213人減少し、発生件数は37,698件、負傷者数は47,170人減少した。交通事故発生件数及び負傷者数も12年連続で減少しており、死者数も減少傾向にあり67年ぶりに4千人を下回った。

こうした現実を考え、私たちは今一度交通ルールを正しく理解し、他の模範となる行動をするよう心がけなければならない。

内 容

- I 歩行者のマナー
- II 自転車に乗る時の心得
- III 自転車の安全な通行
- IV バス・電車等利用のマナー
- V 交通事故発生時の処置
- VI 参考：交通事故の統計から



I 歩行者のマナー

1. 通行区分

- (1) 歩道や十分な路側帯がある道路では、必ずそこを通行する。
- (2) 歩道や路側帯のない道路では道路の右側端を通行するが、右側端を通ると危険な場合は左側端を通行することができる。

2. 道路の横断

- (1) 道路の横断は、横断歩道や信号機のある交差点で行う。また、近くに横断用施設があるときは、必ずそれを利用する。
- (2) 横断する前には必ず立ち止まり、左右の安全を確かめてから横断する。
- (3) 飛び出しや、車の直前直後の横断は非常に危険である。斜め横断もしてはいけない。

3. 踏切の通行

- (1) 踏切の手前で必ず止まり、安全を確認して通行する。
- (2) 警報機やしゃ断機が作動しているときは、踏切内に入ってはいけない。

- (3) 踏切や線路内で遊んだり、線路に置き石などをしてはならない。

4. 夜間や雨の日の通行

- (1) 夜間は、車の運転者から見えにくいので服装は目立つものを着用する。
- (2) 夜間、道路の中央付近の歩行者は、対向車のライトで瞬間的に運転者から見えなくなることがあるので、注意する。
- (3) 雨の日などは、路面がすべりやすいため、車の停止距離が長くなるので注意する。

5. 子どもや身体障がい者の安全

- (1) 子どもや高齢者・
白杖をもったり、盲導犬をつれたり、車いすで通行している人々に対しては、通行の安全を確保するよう心がける。
- (2) 子どもをつれて歩くときは、子どもを車道の反対側になるようにする。



車のかけに車あり



Ⅱ 自転車に乗る時の心得

1. 自転車の点検と整備

自転車に乗る前には、次の事項を必ず点検し、完全に整備して乗らなければならない。

- (1) サドルの高さは適当で固定されているか。
- (2) ハンドルは、前車輪に直角に固定されているか。
- (3) ペダルはまがっていないか。足がすべらないか。
- (4) ブレーキは、前・後輪ともよくきくか。
- (5) 警音器（ベル等）はよく鳴るか。
- (6) 前照燈（ライト）はつくか。明るいか。
- (7) 尾燈や反射器材がついているか。

（反射器材は、JISマークのついたものを使用。）

- (8) タイヤには空気が十分はいつているか。
- (9) チェーンはゆるくないか。



BAAマーク



JISマーク



SGマーク



TSマーク

※定期的に自転車安全整備店に行って点検や整備を受けましょう。
点検整備済の普通自転車にはTSマークがはられます。

(10) TSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークがついているか。

(11) 防犯登録や自転車保険に加入しているか。

2. 自転車の正しい乗り方

(1) ヘルメットを着用する。

(2) 運転しやすい正しい姿勢で乗る。

(3) 自転車に乗るときは、道路の左側端で後方と前方の安全を確かめてから発進する。

(4) 信号機や道路標識等に従う。

(5) 右折や左折をする場合は、必ず後方の安全を確かめる。

(6) 停止するとき、後方の安全を確かめて、十分速度を落とし、道路の左側に降りる。

(7) 自転車を道路上や禁止されている場所に放置してはいけない。

(8) ハブステップなど危険なものはつけない。

(9) 次のような乗り方をしてはいけない。

- ・ふたり乗りや傘^{かさ}差し運転。
- ・ハンドルや手に物をさげての運転。
- ・げたやサンダルをはいての運転。
- ・片手運転や手ばなし運転、シグザグ運転。
- ・二台以上の自転車での並進運転。
- ・イヤホンやヘッドホンをつけての運転。
- ・携帯電話等を使用しながらの運転。



Ⅲ 自転車の安全な通行

1. 通行区分

- (1) 自転車は車道の左側端を1列で通行し、自転車道があるところでは、そこを通行しなければならない。路側帯は進路左側のみ通行できる。
- (2) 「自転車歩道通行可」の標識で指定された場合、運転者が児童、幼児等の場合、車道または交通の状況からみてやむを得ない場合は歩道を通行することができるが、歩行者が優先である。
- (3) 自転車が歩道を通行するときは車道寄り部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければならない。
- (4) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があるときは、そこを通行しなければならない。また、横断歩道は、歩行者の通行を妨げるおそれのないときを除き、自転車に乗ったまま通行してはならない。

2. 交差点の通行

- (1) 信号機のある交差点の通行
 - ・ 対面する信号が青信号になってから進行する。
 - ・ 右折のときは、青信号で交差点の向こう側まで直進し、そこで止まって方向を変え、対面する信号が青になってから進む。

(2) 信号機のない交差点の通行

- ・「一時停止」の標識があるところでは、一時停止して安全を確かめてから進む。
- ・右折のときは、後方の安全を確かめ、道路の左側を交差点の向こう側まで進み、速度を落して曲がる。

(3) 「交差点進入禁止」の標示がある交差点では、左側の歩道に乗り入れ、自転車横断帯を利用しなければならない。

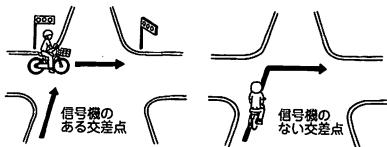
(4) 交差点では、左折する自動車に巻き込まれないように注意する。

3. 走行上の注意

(1) 踏切では、一時停止し、安全を確認して自転車を押して渡る。

(2) 夜間および昼間でもトンネル内等でライトを必要とする場合は、必ずライトをつけなければならない。

(3) 雨や雪の日は、スリップしやすく、またカップを着用して視野が狭くなるので非常に危険である。



交差点の通行のしかた

4. 「自転車運転者講習」の受講

信号無視や右側通行など、特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられる。

受講内容は、違反者の特性に応じた個別指導を含む3時間の講習で、受講手数料の標準額は5,700円。受講命令を受けて3か月以内の指定期間内に受講しないと、5万円以下の罰金。



5. 受講の対象となる主な「危険行為」の概要

- (1) 信号無視
- (2) 通行禁止場所の通行

「歩行者用道路」など、自転車の通行が禁止されている道路や場所は通行できない。

- (3) 歩道通行や、車道の右側通行

自転車は車道通行が原則である。車道と歩道が区別されている道路では、歩道ではなく車道を通行し、車道では、右側通行をしてはならない。

- (4) 歩行者用道路や歩道での歩行者妨害

「自転車歩道通行可」の標識があるなど、自

転車の通行が認められている歩道を通行する場合や、車道通行が危険でやむを得ず歩道を走行する場合は、歩道の車道寄りを通行する。歩行者が最優先であり、歩行者の通行を妨害しないよう、徐行運転や、一旦停止を行う。

(5) 遮断踏切への立ち入り

警報が鳴っていたり、遮断機が閉じようとしている踏切へ立ち入ってはならない。

(6) 通行妨害

交差点で車の進行を妨害したり、交差点に徐行しないで入ってはならない。

(7) 一時不停止

一時停止の標識では必ず止まり、歩行者・車の通行の妨害をしてはならない。



(8) 制動装置不備の自転車運転

ブレーキがついていなかったり、ブレーキの不良な自転車で走行してはならない。

(9) 安全運転義務違反

傘差しや、携帯電話・スマートフォンを操作しながら運転をして事故を起こすなど、他人に危害をおよぼすような速度・方法での走行をしてはならない。



Ⅳ バス・電車等利用のマナー

1. 乗り降りのとき

- (1) 所定の位置で、静かに列を作って待つ。
- (2) 早く乗って座席を取ろうとしたり、早く降りようとして並んでいる列の後ろから押したり、割り込んだりして列を乱さないで、整然と順序よく、足もとに注意して乗り降りする。
- (3) 下車したとき、車の直前直後を通して道路を横断することは、非常に危険なので、そのような行動はしてはならない。
- (4) タクシーのドアの開閉は、運転者に任せる。
自家用車に家族などと乗り合わせたときなどのドアの開閉は、車の前後の安全を確認してからする。
- (5) ワンマンカーに乗る場合は、乗降口がバスによって異なるので注意する。また、つり銭のいらないよう、小銭を準備する。

2. 乗車(船)中のとき

- (1) 乗務員の指示に従う。
- (2) 乗降口に立ち止まらないで、中に入る。

- (3) 走行中、窓から顔や手を出したり、物を外へ投げ捨てない。
- (4) 高齢者や幼児・身体障がい者に対しては、席を譲る。
- (5) 車(船)内には、ゴミを捨てないでくずかごに入れるか、持ち帰り清潔にする。
- (6) 緊急時には、自分勝手な行動をせず、必ず乗務員や引率者の指示に従い、静かに落ち着いて行動する。





V 交通事故発生時の処置

1. 事故を起こしたとき

- (1) 事故の続発を防ぐとともに、他の交通の妨げにならないよう必要な処置を行う。
- (2) 負傷者を救護する。この場合、むやみに負傷者を動かさない。特に、頭部に傷をうけているときは、絶対に動かさない。
- (3) 事故の状況（発生場所・負傷や物の損害など）について警察に連絡し、指示を受ける。

2. 被害者になったとき

- (1) 軽いけがでも必ず警察に届け、外傷がなくても医師の診断を受ける。
- (2) 加害者の運転免許証・自動車賠償責任保険加入証明書などを見せてもらい、住所・名前や保険会社名などを確かめておく。

3. 現場に居合わせたとき

- (1) 事故の現場に居合わせた人は、負傷者の救護、事故車両の移動などに進んで協力しなければならない。
- (2) ひき逃げ事故を見かけたときは、負傷者を救

護するとともに、その車のナンバーや車の種類、色などの特徴を警察に通報しなければならない。

- (3) 事故現場の保存に努め、ガソリンが流れ出たり、積荷が散乱しないよう危険防止につとめること。

交通事故が発生したときの処置

- 学校の先生に連絡する



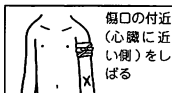
- 応急手当をし救急車を呼ぶ
(119番)



- 警察に連絡する
(110番)



応急手当の例



布で傷口を
強く押える



横向きに寝かせる





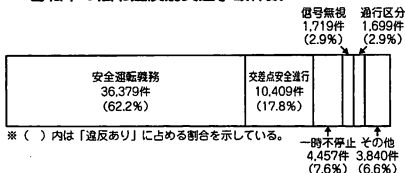
VI 参考：交通事故の統計から

統計資料：内閣府「交通安全白書」、
警察庁交通局「交通統計」より

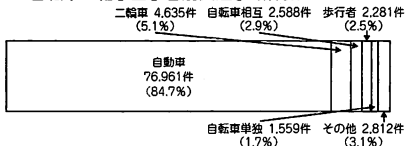
現代の交通社会では、私たちの登下校の際、また、日常生活を送る際にも、常に交通事故が付きまといっていることを忘れてはならない。自分だっていつ交通事故という危険に直面するかわからない状況にある。

次に示された交通事故のいろいろな統計を十分理解して交通事故防止に心がけよう。

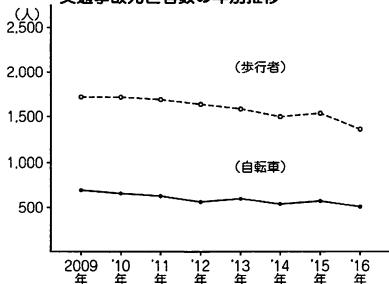
自転車の法令違反別交通事故件数（2016年）



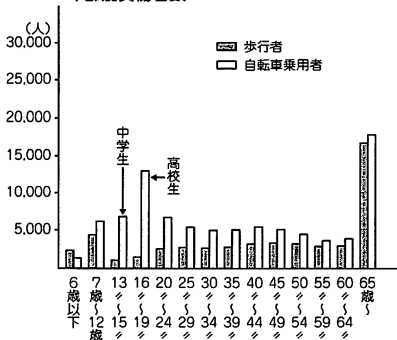
自転車の相手当事者別交通事故件数（2016年）



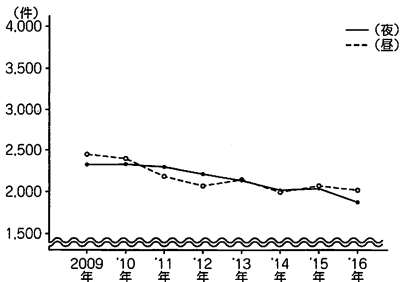
交通事故死亡者数の年別推移



年齢別負傷者数 (2016年)



昼夜別死亡事故発生件数の年別推移



交通事故状態別死亡者数 (2016年)

自動車 1,338人 (34.3%)	二輪車 684人 (17.5%)	自転車 509人 (13.0%)	歩行者 1,361人 (34.9%)
--------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------

死亡者総数 3,904人

その他
12人 (0.3%)

主要国の状態別交通事故死亡者数の構成率 (2015年)

国名 区分	イギリス	ドイツ	フランス	日本	アメリカ
	%	%	%	%	%
歩行中	23.7	15.5	13.5	37.3	15.3
自転車乗車中	5.5	11.1	4.3	15.6	2.3
二輪車乗車中	20.5	20.3	22.2	15.9	14.2
自動車乗車中	44.5	46.8	51.9	21.4	36.0
その他	5.9	6.3	8.1	9.8	32.2